

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

第1条 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年川崎市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第7章 雑則（第33条・第34条）」

を

「第7章 併設型中学校における特例等（第33条～第39条）

第8章 雑則（第40条・第41条）」

に改める。

第7章中第34条を第41条とし、第33条を第40条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 併設型中学校における特例等

（中高一貫教育）

第33条 川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。

）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により、川崎市立川崎高等学校（以下「川崎高等学校」という。）全日制の課程普通科における教育と一貫した教育を施すものとする。

（附属中学校の定員及び通学区域）

第34条 附属中学校の生徒の定員及び通学区域は、教育委員会が別に定める。

（附属中学校の入学の許可）

第35条 附属中学校の入学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第117条の規定により準用する同令第110条の規定のほか、教育委員会が別に定めるところにより、校長が許可する。

(附属中学校の入学者の募集及び決定)

第36条 附属中学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定め、毎年あらかじめ公告する。

(附属中学校の転入学及び編入学)

第37条 附属中学校への転入学及び編入学は、原則として実施しない。

(附属中学校における転学及び退学)

第38条 附属中学校から転学又は退学しようとする者は、転学願又は退学願にその事由を付し、保護者と連署して校長に願い出なければならない。

2 校長は、転学者又は退学者があつた場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(教育課程編成上の協議)

第39条 附属中学校の校長は、教育課程を編成するにあたっては、学校教育法施行規則第115条の規定に基づき、川崎高等学校の校長とあらかじめ協議するものとする。

第2条 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則(昭和54年川崎市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第8章 聴講(第32条の2)

第9章 雑則(第33条—第35条)」

を

「第8章 併設型高等学校における特例等(第33条—第35条)

第9章 聴講(第36条)

第10章 雑則(第37条—第39条)」

に改める。

第9章中第35条を第39条とし、第34条を第38条とし、第33条

を第 37 条とし、同章を第 10 章とする。

第 8 章中第 32 条の 2 を第 36 条とし、同章を第 9 章とし、第 7 章の次に次の 1 章を加える。

第 8 章 併設型高等学校における特例等

(中高一貫教育)

第 33 条 川崎市立川崎高等学校（以下「川崎高等学校」という。）全日制の課程普通科は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 71 条の規定により、川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。

(教育課程編成上の協議)

第 34 条 川崎高等学校の校長は、全日制の課程普通科の教育課程を編成するにあたっては、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 115 条の規定に基づき、附属中学校の校長とあらかじめ協議するものとする。

(中高一貫教育校における入学者選抜)

第 35 条 川崎高等学校全日制の課程普通科においては、学校教育法施行規則第 116 条の規定に基づき、附属中学校の生徒については入学者の選抜は行わないものとする。ただし、川崎高等学校の校長が定める期限までに志願しない者はこの限りではない。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

制 定 理 由

川崎高等学校附属中学校を新設するため、この規則を制定するものである。

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 昭和35年4月30日教委規則第5号</p>	<p>○川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 昭和35年4月30日教委規則第5号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第1条の4）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第1条の4）</p>
<p>第2章 学年、学期及び休業（第2条～第5条）</p>	<p>第2章 学年、学期及び休業（第2条～第5条）</p>
<p>第3章 教育活動（第6条～第8条）</p>	<p>第3章 教育活動（第6条～第8条）</p>
<p>第4章 教材の取扱い（第9条～第11条）</p>	<p>第4章 教材の取扱い（第9条～第11条）</p>
<p>第5章 組織編制等（第12条～第28条）</p>	<p>第5章 組織編制等（第12条～第28条）</p>
<p>第6章 施設、設備等の管理（第29条～第32条）</p>	<p>第6章 施設、設備等の管理（第29条～第32条）</p>
<p><u>第7章 併設型中学校における特例等（第33条～第39条）</u></p>	
<p><u>第8章 雑則（第40条・第41条）</u></p>	<p><u>第7章 雑則（第33条・第34条）</u></p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>（第1章～第6章 略）</p>	<p>（第1章～第6章 略）</p>
<p><u>第7章 併設型中学校における特例等</u></p>	
<p><u>（中高一貫教育）</u></p>	
<p><u>第33条 川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により、川崎市立川崎高等学校（以下「川崎高等学校」という。）全日制の課程普通科における教育と一貫した教育を施すものとする。</u></p>	
<p><u>（附属中学校の定員及び通学区域）</u></p>	
<p><u>第34条 附属中学校の生徒の定員及び通学区域は、教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（附属中学校の入学の許可）</u></p>	
<p><u>第35条 附属中学校の入学は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第117条の規定により準用する同令第110条の規定のほか、教育委員会</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>が別に定めるところにより、校長が許可する。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(附属中学校の入学者の募集及び決定)</u> 第36条 附属中学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定め、毎年あらかじめ公告する。</p> <p><u>(附属中学校の転入学及び編入学)</u> 第37条 附属中学校への転入学及び編入学は、原則として実施しない。</p> <p><u>(附属中学校における転学及び退学)</u> 第38条 附属中学校から転学又は退学しようとする者は、転学願又は退学願にその事由を付し、保護者と連署して校長に願い出なければならない。 2 校長は、転学者又は退学者があつた場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p><u>(教育課程編成上の協議)</u> 第39条 附属中学校の校長は、教育課程を編成するにあたっては、学校教育法施行規則第115条の規定に基づき、川崎高等学校の校長とあらかじめ協議するものとする。</p> <p>第8章 雑則 (事故の報告)</p> <p>第40条 校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもってその詳細を報告しなければならない。 (実施規定)</p> <p>第41条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7章 雑則 (事故の報告)</p> <p>第33条 校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもってその詳細を報告しなければならない。 (実施規定)</p> <p>第34条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第2号</p>	<p>○川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第2号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条—第5条の4）</p>	<p>第1章 総則（第1条—第5条の4）</p>
<p>第2章 学年、学期及び休業日等（第6条—第9条）</p>	<p>第2章 学年、学期及び休業日等（第6条—第9条）</p>
<p>第3章 教育活動（第10条・第11条）</p>	<p>第3章 教育活動（第10条・第11条）</p>
<p>第4章 教材の取扱い（第12条—第14条）</p>	<p>第4章 教材の取扱い（第12条—第14条）</p>
<p>第5章 卒業の認定等（第15条—第18条）</p>	<p>第5章 卒業の認定等（第15条—第18条）</p>
<p>第6章 組織編制等（第19条—第29条）</p>	<p>第6章 組織編制等（第19条—第29条）</p>
<p>第7章 施設、設備等の管理（第30条—第32条）</p>	<p>第7章 施設、設備等の管理（第30条—第32条）</p>
<p><u>第8章 併設型高等学校における特例等（第33条—第35条）</u></p>	<p><u>第8章 聴講（第32条の2）</u></p>
<p><u>第9章 聴講（第36条）</u></p>	<p><u>第9章 雑則（第33条—第35条）</u></p>
<p><u>第10章 雑則（第37条—第39条）</u></p>	<p>附則</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>（第1章～第7章 略）</p>	<p>（第1章～第7章 略）</p>
<p><u>第8章 併設型高等学校における特例等</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（中高一貫教育）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第33条 川崎市立川崎高等学校（以下「川崎高等学校」という。）全日制の課程普通科は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により、川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（教育課程編成上の協議）</u></p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第34条 川崎高等学校の校長は、全日制の課程普通科の教育課程を編成するにあたっては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第115条の</u></p>	<p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>規定に基づき、附属中学校の校長とあらかじめ協議するものとする。</u> <u>(中高一貫教育校における入学者選抜)</u></p> <p><u>第35条 川崎高等学校全日制の課程普通科においては、学校教育法施行規則</u> <u>第116条の規定に基づき、附属中学校の生徒については入学者の選抜は行わ</u> <u>ないものとする。ただし、川崎高等学校の校長が定める期限までに志願し</u> <u>ない者はこの限りではない。</u></p> <p>第9章 聴講 (聴講)</p> <p>第36条 校長は、高等学校の特定の科目を聴講しようとする者に対し、当該 科目の授業に支障がないと認めるときは、聴講を許可することができる。</p> <p>2 校長は、教育上その他支障があると認めるときは、前項の許可を取り消 すことができる。</p> <p>3 前2項の聴講に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>第10章 雑則 (表簿)</p> <p>第37条 校長は、学校に法令その他の規程に定めるところにより、必要な表 簿を備えなければならない。 (事故の報告)</p> <p>第38条 校長は、職員又は生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合 は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもってその 詳細を報告しなければならない。 (委任規定)</p> <p>第39条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>(新設)</p> <p>第8章 聴講 (聴講)</p> <p>第32条の2 校長は、高等学校の特定の科目を聴講しようとする者に対し、 当該科目の授業に支障がないと認めるときは、聴講を許可することができ る。</p> <p>2 校長は、教育上その他支障があると認めるときは、前項の許可を取り消 すことができる。</p> <p>3 前2項の聴講に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>第9章 雑則 (表簿)</p> <p>第33条 校長は、学校に法令その他の規程に定めるところにより、必要な表 簿を備えなければならない。 (事故の報告)</p> <p>第34条 校長は、職員又は生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合 は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもってその 詳細を報告しなければならない。 (委任規定)</p> <p>第35条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 及び
川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の改正に係る参照法令

(小中) **学校教育法**

第33条 第71条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

学校教育法施行規則

(小中) 第117条 第107条及び第110条の規定は、併設型中学校に準用する。

第35条 第107条 次条第一項において準用する第72条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

第72条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第7章中「各教科」という。）、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

(小中) 第110条 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する。

第35条 2 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。

(小中) 第115条 併設型中学校及び併設型高等学校においては、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

第39条 (高校) 第34条

(高校) 第116条 第90条第1項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜は行わないものとする。

第35条 第90条 高等学校の入学は、第78条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

第78条 校長は、中学校卒業後、高等学校、高等専門学校その他の学校に進学しようとする生徒のある場合には、調査書その他必要な書類をその生徒の進学しようとする学校の校長に送付しなければならない。（ただし書 省略）